

令和 7 年

七ヶ浜町議会会議録

7月会議      7月9日開会  
                 7月9日閉会

七ヶ浜町議会

令和 7 年 7 月 9 日（水曜日）

七ヶ浜町議会定例会 7 月会議会議録

（第 1 日目）

令和7年七ヶ浜町議会定例会7月会議会議録第1号

令和7年7月9日（水曜日）

出席議員（13名）

1番	鈴木洋市君	2番	鈴木篤君
3番	佐藤信輝君	5番	鈴木博君
6番	鈴木恵子君	7番	佐藤直美君
8番	熊谷明美君	9番	佐藤壮一君
10番	遠藤喜二君	11番	岡崎正憲君
12番	歌川渡君	13番	仁田秀和君
14番	安倍敏彦君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長兼デジタル推進室長	藤井孝典君
防災対策室長	石井直紀君
企画財政課長	青木ゆかり君
税務課長	遠藤衛君
町民生活課長	宮下尚久君
まちづくり振興課長	鈴木昭史君
建設課長兼復興推進室長	阿部豊則君
国際村事務局長	我妻幸弘君
子ども未来課長	菅井明子君
健康福祉課長	関本英児君
長寿社会課長	沼倉隆弘君

会 計 管 理 者	鈴 木 正 実 君
上 下 水 道 事 業 所 長	後 藤 謙 一 君
教 育 長	大 槻 泰 弘 君
教 育 総 務 課 長	稲 妻 和 久 君
生 涯 学 習 課 長	遠 藤 弘 次 君

---

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	佐々木 祐 一 君
同 書 記	鈴 木 一 叶 君

---

議事日程 第1号

令和7年7月9日（水曜日） 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程の決定
- 日程第 3 議案第46号 工事請負変更契約の締結について「令和6年度七ヶ浜健康スポーツセンター機械設備改修工事」
- 日程第 4 議案第47号 財産の取得について「七ヶ浜町立小中学校教育用タブレット端末一式」
- 日程第 5 議案第48号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 6 議案第49号 令和7年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第50号 令和7年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第1号）

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程の決定
- 日程第 3 議案第46号 工事請負変更契約の締結について「令和6年度七ヶ浜健康スポーツセンター機械設備改修工事」
- 日程第 4 議案第47号 財産の取得について「七ヶ浜町立小中学校教育用タブレット端末一式」
- 日程第 5 議案第48号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

日程第 6 議案第 49 号 令和 7 年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 7 議案第 50 号 令和 7 年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第 1 号）

午前10時00分 開会

○議長（安倍敏彦君） おはようございます。

本日7月9日は休会の日ですが、議事の都合により令和7年七ヶ浜町議会定例会を再開し、7月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安倍敏彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において9番佐藤壮一議員、10番遠藤喜二議員を指名いたします。

---

#### 日程第2 会議日程の決定

○議長（安倍敏彦君） 日程第2、議案日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。令和7年七ヶ浜町議会定例会7月会議の日程は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、7月会議の日程は、本日1日間と決しました。

---

#### 諸般の報告

○議長（安倍敏彦君） ここで、諸般の報告をいたします。

前回の6月会議から今回の7月会議の開始までにおける七ヶ浜町議会の活動については、お手元に配付した資料のとおりであります。この際、説明は省略させていただきます。

これをもって諸般の報告を終わります。

---

#### 提案理由の説明

○議長（安倍敏彦君） ここで、寺澤 薫町長へ提案理由の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

[町長 寺澤 薫君 登壇]

○町長（寺澤 薫君） 皆様、おはようございます。

それでは、令和7年七ヶ浜町議会定例会7月会議に提案いたしました議案について説明をさせていただきます。

提案いたしました議案につきましては、議案第46号から議案第50号までの5議案であります。詳細につきましては、後ほど担当課長から説明申し上げますので、私からは要点のみを説明をさせていただきます。

初めに、議案第46号、令和6年度七ヶ浜健康スポーツセンター機械設備改修工事の工事請負変更契約の締結については、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、変更契約を締結することについて議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第47号、七ヶ浜町立小中学校教育用タブレット端末一式の財産の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第48号和解及び損害賠償の額を定めることについては、令和7年4月30日に発生した長須賀多目的広場の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第49号は、令和7年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第2号）であります。補正の額は1,326万2,000円の追加で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ81億36万8,000円とするものであります。

歳出の主な内容としましては、上水道基本料金減免に関する水道事業会計補助金への追加などであります。主な財源としましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当しております。

次に、議案第50号は、令和7年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第1号）であります。3条予算の収益的収入、営業収益から1,320万円を減額、営業外収益に1,320万円を追加するものであります。

補正の内容としましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業による上水道基本料金の減免に係る税源の整理であります。

以上、提案いたしました議案について説明させていただきましたが、慎重審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

日程第3 議案第46号 工事請負変更契約の締結について「令和6年度七ヶ浜健康  
スポーツセンター機械設備改修工事」

○議長（安倍敏彦君） 日程第3、議案第46号工事請負変更契約の締結について「令和6年度七ヶ浜健康スポーツセンター機械設備改修工事」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 議案第46号工事請負変更契約の締結について説明いたします。  
議案書1ページを御覧ください。

本契約は、令和6年度七ヶ浜健康スポーツセンター機械設備改修工事で、令和7年定例会3月会議の議案第21号をもって工事請負契約締結の議決をいただいたものであります。

当初契約金額1億4,300万円に817万6,300円を増額し、1億5,117万6,300円に変更するものであります。

変更の理由といたしましては、更新工事を予定していた冷却塔の不具合による代替として、利用者の熱中症対策及び安全性の確保から冷却塔の応急修繕と、その準備に係る期間の対策として、スポットクーラー等を設置するための増嵩を行うものです。

契約の相手方は、株式会社テクノ菱和東北支店で、現在、工事請負変更仮契約を締結しているところであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員、何問でしょう。

○12番（歌川 渡君） 2問ほど質問させていただきます。

質問の内容は、前日7月2日に全協の中で示された資料と、今日、議席にありました、送風機、クーラー、あとは除湿器等の見積り等についてそれぞれ質問させていただきます。

まず第1点は、説明の中で、変更額が817万6,300円増額ということでありました。そこで、本日いただきました、テクノ菱和からのそれぞれのエコスリム20台送風機と、工事用等々の20台、6台、5台、そして同じくテクノ菱和からの加湿器等の4台等々、合わせると653万8,400円に、消費税込みであるんですけども、その違いについてさらなる事業的なものがあるのかどうか、そのまず1問。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） そちらの見積りについては、積算をする上での見積りとなっ

ております。金額の差異につきましては、そちらに落札率等も掛けた実際の契約額となっております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そうすると、向こうの見積書より、当然150万円近く増額になっているんですけども、一般的には、普通見積りより低くなるのが企業との事業契約みたいなのが一般的な流れかと思うんですけども、そのように増えた要因というのは、向こうの見積りが甘かったということで理解していいのかどうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） お答えさせていただきます。

先日の全協の後にお渡しした見積書は、あくまでも簡易クーラーと、あとは送風機と、そんな部分の見積書になっております。今回の800万円増の部分につきましては、冷却塔の応急修繕等々の現場管理費とかそういった部分を含まれての金額になりますので、届いている見積書よりは高額になっているという状況でございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 要するに、説明では、この冷却水が使用できなくなったことによって、この約35台ですよ、これと臨時的に入れた事業費ということでの説明だったので、今言った冷却水の工事費みたいなものの説明というのはなかったと理解するんですけども、その説明がなぜできなかったのかどうか、改めて。それと、見積りの、このときの31台の機種がまた変更になって、もっと立派な機種になって増額になったというのとは違うということで理解していいのか、説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 台数については、先日の全協の説明した台数と変わりございません。スケジュールの中で御説明させていただいたんですけども、今日の変更契約の議案の決議の後、冷却塔の緊急の修繕を行うという部分を説明させていただいておりますので、その分の工事費が含まれているというところで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 終わりです。2問目。

○12番（歌川 渡君） 2問目。

全協の資料の2ページ目の中で、②緊急的部分修繕工事が完了するまでの間、下記の冷房用

機器をレンタルし施設各所に設置します、という文章かと思います。そうすると、3)のスケジュールを見ると、8月中旬(予定)ということで、冷却塔の緊急部分修繕事業完了ということになっているので、この当局の説明になると、6月24日設置して、この表でいうと6月中旬なので、要するに3か月間としている8月24日までとすると、このそれぞれの見積書には見積有効期限6か月と書いてあるんだけど、この期限というのは、6か月までだったらずっと1か月から6か月まではこの値段ということで理解していいのかなど。それとも、事業によっては1か月リースごとで契約しての単月の加算での契約になるのかなど、その点を伺いたいと思います。

○議長(安倍敏彦君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(遠藤弘次君) 見積書の有効期限というのは6か月、これが出たのが5月30日ですので、そこから6か月間は金額でいきますよという内容になります。今回のレンタルなんですが、季節ものでありまして、1か月使おうが半年使おうが金額は変わらずというところでございます。

以上です。

○議長(安倍敏彦君) よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。仁田議員。

○13番(仁田秀和君) 1点について伺います。

今回、このような突発的な変更が今後も発生しないようにするための点検体制であったり、予防的管理の見直しについてでございますが、今回のこの契約変更は、冷却塔の腐食であったりモーターの損傷など、設備の老朽化に伴う追加工事によるものであり、内容からしても、夏場の安全確保を優先する上でやむを得ない対応だったと理解しております。

ただ一方で、今後もこうした突発的な変更契約が繰り返されるようでは、町民としても不安を感じる部分があるかと思えます。

そこで、今回この件を受けて、今後の類似設備の点検体制や予防的な更新、修繕の考え方について、どのように見直していこうとされているのか、町の方針について説明を求めます。

○議長(安倍敏彦君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(遠藤弘次君) お答えさせていただきます。

特に、アクアリーナに関しましては、今回、こういった部分で大規模改修しようとして計画した中で、こういった突発的な機器の不具合が生じたということで、今後、特にこれからは冬場の暖房機の部分の心配もありますので、そこら辺に関しましては、特に契約をしているテクノ菱和さんも含めて毎月打合せをさせていただいて、現場の確認をさせていただいておりますので、今後

もしかしたらあるかないかちょっと分からないんですけども、計画どおりに進めていくということで当局では考えております。ほかの類似施設につきましても、これを糧としまして、いろいろと調査、管理等はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 計画的な運用をしていくということでございますが、冷房機器のレンタルだけではなく、購入による活用の可能性の検討について伺いますが、今回の仮設冷房設備の対応で、スポットクーラーや送風機などをレンタルしようとする場合、約817万円の増額となるということでございます。猛暑の中、施設利用者の安全を守るために必要な措置であるということは承知しておりますが、冷房機器というのは一時対応だけではなく、災害時やほか施設での緊急対応としても今後の転用が可能な資産になると思います。仮に購入を選択した場合、アクアリーナをはじめ、町内のほか施設でも再利用できたのではないかと考えられますが、そうした可能性を踏まえまして、レンタルを選んだ理由、あるいは購入との比較検討の有無について伺います。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） 購入等かレンタル、関係課と協議をさせていただいて、レンタルという方向性でもって決定したところでございますけれども、やはりなかなかこちらの機械、購入というのができなかったという実状もありまして、レンタルのほうで進めさせていただいたところでございます。あとは20台の保管の部分、今後の管理の部分を含めると、レンタルのほうということで決定させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 町長。

○町長（寺澤 薫君） 今回の対応については、緊急スポットということで、本来の、やっぱり空調というのが、役割としては、スポットクーラーではなかなか本来の機能を果たすわけではないということで、本当ぎりぎり、これの台数を入れてもどれだけ気温が下がるのか、湿度を下げるのかと懸念するところなんですけど、取りあえずはオープンするための、利用者に支障を来さないような対応ということでさせていただいたということで、やはり、今後そういった対応をするのであれば、しっかりとした機能を持ったものを設置しないとできないということでございますので、ちょっとそういった部分も含めて、点検等、今後してまいりたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） そうした上で、利用者に対する支障というところで、やはりその安全性を確保するというような、猛暑が続いておりますので、そういった意味では、機能的な部分としましては安全な利用がこのレンタルにより促されるということで理解してよろしいのかというのと、前者の回答、ちょっと聞き漏らしがあって重複する可能性はありますけれども、この工事期間の間、仮設設備での対応が継続されることとなりますが、施設利用への影響、また光熱費、管理費等の負担増についてどのような対応を講じられるのか、併せて説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） まず、仮設の改修、その部分は今回のスポットクーラー等で対応させていただいております。緊急工事の終了後は、その冷却塔を使って全館冷房を促すという形を取らせていただきます。

現在、こちらのほうを置いたことよっての経費等々は、まだ算定されておられませんので、その分につきまして、後日、指定管理のグランスポールのほうと協議をしていきたいと考えております。

以上です。（「すみません、安全確保というのは」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） こちらのスポットクーラーを置いてから、置いた翌日の湿気がすごい日でありまして、なかなかちょっと難しい状況であったんですけども、やはり使い方も分からなかったところもありましたので、窓を開けたり置き場所を変えたりして、その翌日には、やはり涼しいという言葉よりも、よかったという言葉をお願いしておりました。一応、グランスポールのほうでもいろんな温度とか湿度を調べまして、そういった状況で進めておりますし、あとは、先日全協でも説明させていただいたとおり、基準の危険度をハカンしましたら、そこは一旦休憩させていただくというような安全性は常時していきたいと考えております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） よろしいですか。（「議長」の声あり）じゃあ、特別。（「よろしいですかと聞かれると、よろしくないかなということがあるので」の声あり）はい。

○13番（仁田秀和君） 先ほど、関係課と協議して購入については購入できなかったという回答だけだったので、なぜ購入ができなかったのかというところの詳細がないと、なかなか議会としても比較できないというところになりますので、その辺の詳細について説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私のほうから回答を申し上げますけれども、購

入となりますと、今回の対応ということだけではなくて、今後、こういう高温状態にある季節、最近、高温多湿ということがちょっと増えていますので、それにどう対応するかということになりますので、今後の課題としては捉えますけれども、今回の場合にはレンタルということで、そうさせていただきたいと思っております。ただ、今後この施設だけではなくて、ほかの施設に関しても必要になってくるんじゃないかという懸念はございますので、その辺については今後の課題とさせていただきたいと思えます。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。遠藤喜二議員。何点でしょう。（「2点にしますか」の声あり）はい、2点。

○10番（遠藤喜二君） まずは、ハイブリッド式スポットクーラーに関して。これは、設置してからタンクの排水関係とか、その残関係を毎日捨てると。そのチェックリストはきちんと作ってあって、それを実行しているのかどうか、まず1点。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） お答えさせていただきます。

こちらのほうの水、毎日約50リットル程度使います、1台につき。それで、それをグランスポールの職員のほうで、朝とまた翌日に向けての夕方、夜ですね、そちらのほうでチェックをして、水の補充等々をしております。どうしても、チェックリストという部分では、水の部分と、あとは廃棄する部分の汚れ、ほこり、そういった部分のチェックはしております。という回答になります。（「聞いているのは、チェックリストを作っているのかという」の声あり）すみません。チェックリストをもって、そういった水の補充とか、そういったフィンをチェックしております。

以上です。（「分かりました。次、じゃあいきます」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 遠藤喜二議員。

○10番（遠藤喜二君） 次の、クールキャノンエコ・スリムというやつですか、それもだし、あと次もですね。7万円、まず後ろのほうからいって、除湿、加湿、空気清浄機レンタルということで、前者の話でもありましたけれども、なぜ購入せずにレンタルしたのかなんですね。私が気になるのは、7万円という値段的には、たったこれ2リットルでしたよね、たしか。トレー容量が2リットルなので、ちょっと小さい感じなんです。それで7万円なので、私的にはちょっと高いと、値段的には。7万円であれば大体5リットルから6リットル、その容量が買えるはずなんです、レンタルにしても。なぜこの容量関係を確認しなかったのか、まず1点。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） 私のほうから回答申し上げたいと思いますけれども、前者に対しましても回答を申し上げましたとおり、本来であれば、これは契約議決の変更でございますので、金額の変更でございますので、購入か購入しないかというのは別の案になりますので、今回は、この工事請負契約の中ではレンタルという形しか取れなかったということで、御理解いただきたいと思います。

容量につきましては、これは担当課のほうで業者と連絡を取りながら、あるいはもう少し必要かどうかということにつきましては、今後の、もし気温がもっともって高温になればということで、検討したりということは起きてくるかも分かりませんが、今の段階では、これで何とかやれるんじゃないかという状況になっておりますということで、御理解をいただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） 遠藤喜二議員。

○10番（遠藤喜二君） じゃあそれ以上それは突っ込まないとして、購入の搬出、搬入費、あと諸経費、これ両方ともちょっと高すぎると、そういう感じはするんですけども、値段のことを言うとまた怒られるかもしれないですけども、そこのところはきちんと精査しなかったのかどうか、レンタルにしても。いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤弘次君） そちらにつきましては、先日説明させていただきましたけれども、あくまでもこれは見積書で上がってきていまして、その後、建設課のほうにお願いしまして積算を改めてしておりますので、あくまでもこちらは、提出させていただいたのは、業者からの見積書になっております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより、採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第47号 財産の取得について「七ヶ浜町立小中学校教育用タブレット端末一式」

○議長（安倍敏彦君） 日程第4、議案第47号財産の取得について「七ヶ浜町立小中学校教育用タブレット端末一式」を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 議案第47号財産の取得について説明いたします。

議案書2ページ、議案第47号関係資料を御覧ください。

今回の財産の取得につきましては、令和7年3月会議において、令和7年度七ヶ浜町一般会計予算を議決いただき予算措置しました、七ヶ浜町立小中学校教育用タブレット端末一式の購入事業であります。

契約の方法は随意契約で、契約金額は8,880万9,248円で、うち消費税807万3,568円となっております。

契約の相手方は、みやぎGIGAスクール共同事業体で、その代表者はテクノ・マインド株式会社となっております、現在、物品売買仮契約を締結しているところであります。

購入する主な品目については、児童生徒及び指導者の教育用タブレット端末1,256台となっております。

納入期限につきましては、令和8年2月27日までとなっております。

落札率は87.29%であります。

説明は以上となります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員、何問でしょう。

○13番（仁田秀和君） 1点について伺います。

今回、取得されます端末は1,256台で総額約8,880万円。1人当たりの基準価格は約5万5,000円ということでございます、補助金ベースですが。OSや周辺機器、キーボード、タッチペン、MDM込みとはいえ、価格の内訳や落札率約87%などを含めて、町としまして、この価格が市場価格やほか自治体と比較して、妥当であると判断された根拠について説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） こちらにつきましては、宮城県の共同事業体で行っております。

す、共同調達という形となっております。こちらに16市町村入っております、そちらでの価格となっておりますので、価格については妥当なものと考えております。

また、落札の部分につきましては、タブレットやキーボードカバー代等で落札率が低くなっておりますので、その部分でも、ものに応じて金額は落札されていると認識しております。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 御説明ありましたように、今回の契約はみやぎG I G Aスクール推進協議会による共同調達ということであり、指定業者との随意契約ということであります。

一方で、この随意契約は、一般的に価格競争性に乏しいと見られる傾向もあります。町としまして、この方式が公平性、合理性のある調達方式であったと判断した理由について説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） こちらにつきましては、共同調達会議のほうで、一般競争入札において業者のほうを選定されまして、こちらの共同事業体のほうに決まったものでございます。こちらの事業者と特命随契を行うに当たりましては、まず、そちらの共同調達会議において一般競争入札によって競争性が確保されているという部分ですとか、あとは仕様のほうについても、価格面とか優位性についても審査が行われているという部分がございます。あと、まとめて発注することによって単価が安価になるという部分がございますので、それに基づいて特命随意契約を行ったという形になります。（「合理性があったということですね」の声あり）はい。

○議長（安倍敏彦君） 以上ですか。ほかに質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 前者と類似するものですが、（「何問でしょう」の声あり）1問であります、申し訳ありません。

これは、県が主体として七ヶ浜が加入したのが16市町村という話でした。県内には35市町村があるわけですが、県内のそれぞれと連絡協議会というのは何団体が設置されたのか。そして、その中から比べて、前者の質問にあったこの金額が妥当だったのかどうか、その点について説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの質問についてお答えいたします。

今回の16団体につきましては、i P a dの共同での購入事業体ということになりますので、ほかについては、今ちょっと把握していないんですけれども、うちのほうで入った部分について

ては、iPadが必要だよというところの自治体での共同購入ということになります。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 質問に答えていないんですね。私は、これは国の事業なんですよ。その中で、全ての自治体とこういうものに参加することになるのかなという前提で質問したんです。要するに、繰り返します。県内には35の自治体があります。そして、七ヶ浜が参入したのはこの16自治体で構成するところに協議会として入ったんですね。じゃあ、ほかの19の自治体は、2つの協議会になったのか、それとも3つの協議会になっているのか、その点の説明と、その他の協議会から比べて、今回の1台当たり消費税含めれば7万708円の金額が妥当だったのかどうかという説明です。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 後段の、この7万円の金額が妥当だったのかという部分につきましては、16自治体の予定価格において、全て下回っているという部分がありましたので、妥当であったと思っております。

○議長（安倍敏彦君） あと19市町村の状況について。（「分からないんだったら、分からないでいいです」の声あり）教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） お答えいたします。

残り19の団体については、そちらの情報は得ておりません。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 1点、御質問させていただきます。

ほかの議員と同様、ちょっと契約内容は大分、1台当たりが高額だなと思っておりまして、一般的なところで申し上げますと、iPadの料金、このぐらい1台当たりが高いもので契約されているということは、かなり強い保守サービスといたしますか、そういったものがついてしかるべきと考えます。そこで、どの程度までの保守サービスがついた契約内容になっているのか、お伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

補修サービスのところでございますが、こちらについては……、ちょっとお待ちください。

まず、1年の補償サービスがついてございます。本体については1年の補償サービスがついて

ございます。あともう一つは、補償サービスのところでいきますと……。すみません、本体については1年のメーカー補償サービスがついております。

以上でございます。（「期間じゃなくて内容をお尋ねしています」の声あり）内容。（「システムとか、何かそういう感じのですか。OSとか」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 篤議員。もう1度、じゃあ。

○2番（鈴木 篤君） 内容を聞いたのであって、何年かというところではなく内容をお聞きしたという意図だったというのと、あとは契約する際に、教育総務課のほうで契約しているのかどうかちょっと存じ上げないんですけれども、今の御発言だと、保守の内容とかを交渉するときに議題に上げていないで契約されたということになりますよね。かなり、ちょっと問題なんじゃないのかなと思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） こちらは、タブレットの購入になっておりまして、保守の部分は含まれてございません。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） それであるならば、例えばヤマダ電機に行って、同じ同等のスペックのiPadを購入すれば、1台当たり、かなりこれよりも安く契約できるはずです。私は学習塾をやっていますので、買いに行くので。高い契約になっているということは、保守サービスとかそのあたりを含めての契約であるべきなんです。そこを検討課題に上げずに、県だったりやっているものに対して、知識を持たずに契約されるのはちょっといかがなものかと思うのですが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） こちらは、タブレットの部分のほかに設定費用とか、あとはMDMの管理の部分とかも含まれておりますので、その部分で通常量販店と購入する部分とは差が出てございます。（「それが保守サービスというものなので、その内容をお聞きしたので、お答えいただきたいです」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 暫時休憩いたします。少々お待ちください。

午前10時43分 休憩

---

午前10時55分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。

副町長。

○副町長（平山良一君） 私のほうからちょっとお願いなんですけれども、担当のほうにちょっと戸惑いがあるもんですから、詳しい総務課長のほうに前段について回答をさせますので、その後詳細については担当課ということにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 了解しました。デジタル推進室長。

○総務課長兼デジタル推進室長（藤井孝典君） それでは、私のほうから、まず概略のほうを説明させていただきたいと思います。

篤議員の質問にありました、1台当たりの単価が高いのではないかと、ほかに入っているほかの経費があるのではないかとということですが、まさにそのとおりでございます。今回の事業ではタブレットを1,256人分買っているほか、キーボードやカバー、あとMDM、モバイルデバイスマネジメント、こちらの設定、ネットワークの構築、あと1台当たりの設定費用もSE経費として含まれております。ですので、タブレット自体の単価は共同調達によって市販されている価格よりも安く調達できているものの、ほかの経費、あと御意見がありました保守経費は、一般的にApple製品ですのでAppleCareというところになると思うんですが、今回の調達内容にはそこまでは含まれておりません。

概略については以上となります。

○議長（安倍敏彦君） 詳細を教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） 詳細について御説明いたします。

中身、初期設定の部分なんですけれども、例えば各種登録だったり、そういう設定、Apple School Manager等の登録だったり設定、あとMDMの設定、あとMDMの操作説明等、あとネットワークの接続設定、あと接続確認というところが入っております。あとその他、参加自治体が指定する業務がある場合にはそれについても対応するという、等々も付けられております。

あと、詳細につきましては仕様書がございますので、そちらのほうを御提供したいと思えます。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） ちょっと質問の意図が、私の質問の仕方もちょうと悪かったのかなと、今反省はしていたんですが、要は、せっかく入れるのであれば、学校現場であったり先生たち、あと生徒さんたちが気持ちよく使えないと意味がない。それによって現場が混乱したら本末転

倒になってしまうなという懸念から、学校現場への迷惑じゃないですけども、勉強を教える以外の仕事が増えてしまうと先生たちも大変だろうなと思つての質問でした。ですから、設定に関して、どうしても個人情報を扱うので、業者だけに丸投げはできないのは理解はしているんですけども、ちゃんとそのあたりの設定の仕方とかを事細かにフォローしていただける契約であるという認識で問題ないのか、最後にそこだけ確認させていただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 教育総務課長。

○教育総務課長（稲妻和久君） ただいまの質問についてお答えいたします。

まず、こちら購入の部分に対してのことでございますので、まずはしっかりしたものを初期設定を完了して納入するというのがまず第一でございます。その後の、様々な学校現場でしっかり使えるように、いろんな古いタブレットから新しいタブレットへの更新だったり、あと中身の技術的なサポートだったりというところは、そちらはさせていただくように、こちら考えておりますので、そちらは大丈夫と思つていただいて、よろしく願いいたします。

以上です。（「承知しました、以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより、採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第48号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

○議長（安倍敏彦君） 日程第5、議案第48号和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） それでは、議案第48号和解及び損害賠償の額を定めることについて御説明いたします。

議案書3ページを御覧ください。

提案理由といたしましては、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

案件は、令和7年4月30日に発生したながすか多目的広場における乗用草刈機使用時の飛び石により、車両のドアを損傷させた事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることとなります。

1、和解の相手につきましては、宮城県宮城郡七ヶ浜町汐見台南二丁目11番地の25、鈴木正一氏となります。

2、損害賠償の額は6万1,710円となります。

3、和解の内容につきましては、(1)町は、和解の相手方に対し、2の損害賠償の額を令和7年7月31日までに支払うものとする。(2)町及び和解の相手方は、2に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する、となります。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員。（「1点について伺います」の声あり）はい、1点。

○13番（仁田秀和君） 和解に至るまでの経緯と、町としての過去の同事案の有無の判断についてでございますが、今回の事故は、町が管理するながすか多目的広場での草刈り作業中、飛び石により通行中の車両が損傷したというものでございます。こうした飛び石による被害は、発生のある程度予見できたものといえ、町として安全管理体制や事前の注意喚起等がどうであったかが問われる場面とも考えます。

そこで、今回の事故について、町としてはどのように責任の所在を整理し、和解に至る判断に至ったのか、その経緯について改めて説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 今回の事故を受けまして、経緯といたしますか、事故当日、警察と町職員と被害者と現場で立ち会い、被害状況を確認しております。その後、本人に謝罪を行いまして、ドアの修理について見積りを依頼しております。その後、ドアの修理の請求書が6月20日に届き金額が確定したため、令和7年6月30日に和解書により本人の了解を得ております。

以上です。（「今後の」の声あり）今後の安全対策ですが、（「それ、聞いていないです」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 今後については、次に伺います。

ということで、判断されたということでございます。過失の有無についても、町のほうで認めてということでございます。

今後のそういった、議長からありましたけれども、再発防止策であったり、草刈機作業時の安全管理体制の見直しについてでございますが、今回、町有地での作業により第三者への損害が発生したことを重く受け止める必要があると考えます。今後、同様の飛び石事故を防止するために、草刈り作業の際の飛散防止措置、例えば飛散防止カバーであったり作業エリアの囲いであったり、誘導員配置などの実施や作業方法そのもの見直しが必要とも考えます。そこで、今回の件を踏まえ、町として再発防止策をどのように講じていくお考えなのか、説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 今後の対応につきましては、仁田議員がおっしゃったことも念頭におきまして、町としては、まず車が近づいた場合は乗用草刈機を止めて草刈りを一時中断する、これが一番大事だと思いますが、あとは県道の道路に沿った草刈りをするときは、先ほども言ったように、誘導員じゃないですけども、職員をもう1人つけまして、見張り役をつけて2人態勢で対応する。また、飛散防止ネットを用意する。あと乗用草刈機に、つけられるかどうか分からないんですけども、バックミラーをつけるような形で対応していければと思っております。それと、あとは草刈機の刃の回転方向を考えて草刈りを行うということで、今回はちょっといつもとは違うような刈り方で、方向が違う方向から刈ってしまったのがあるので、そちらを今後しないようにということを考慮しながら、いろいろな方法を検討して事故を未然に防いでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） ただいまの回答ですと、どうしても職員が草刈り作業をするという、業務の中でやるという考えがありきの回答のように聞こえますが、先ほど質問したのは、作業方法、委託も含めてというところにも係ってくると思っておりますので、やはりそういったところが、やはりプロのそういった事業所のほうに委託もあり得るのではないかなと考えますけれども、そういったところの検討状況について再度説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 建設課長。

○建設課長兼復興推進室長（阿部豊則君） 今の長須賀公園の管理については、今のところ、民間業者への委託は考えておりません。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 1点、お伺いいたします。

今回は6万1,710円ということでございますけれども、この乗用草刈機の事故に関する保険と申しますか、そういうものが入っているのかどうか。それから、今回保険の対象になって、そこからこの6万1,710円という金額が出されたものなのかをお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 保険の手続については、今保険会社のほうと調整中でございまして、まだ結論が出ていない状況であります。保険が適用になりましたら、あとこちらは町のほうに歳入という形になる予定でございまして。

○議長（安倍敏彦君） 熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 今、協議中だということでございますけれども、やはり今回飛び石ということでございますけれども、やはり草刈機を動かすことによって、いろんな事故だったりというのが考えられると思うんですけれども、そういうメニューというのは、もともと保険を契約する時点で、ないのかどうか。今協議中だということでございますけれども、今回の飛び石というのは珍しいことなので今協議中だということなのかどうか、お伺いします。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 協議中というのは、賠償保険の部分での協議中ということでございますので、すみません、飛び石に特化した保険というのは、ちょっとあるかどうかまでは調べてございませんでした。

○議長（安倍敏彦君） 何の賠償保険でしょうか。企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 総合賠償保険でございます。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） 今、交渉ということにつきましては、どこまで面倒見てもらえるんだと、補償の中身なんですけれども、保険会社のほうが渋っております。というのは、車両なのか、車両じゃない機械なのかということで、今回の場合には公道を走る車両と同じなんじゃないかということで、それは車両のほうで払うべきじゃないかと保険会社のほうが見ていて、今回は、町側のほうとしては車両ではないんだと、施設保険で、当然ながら総合保険の中で見るべきなんだということで申し立てをしているんですけれども、なかなかうんとは言ってくれないんですけれども、本来保険会社、私会社なので、なかなか出し渋るということは過去にもあ

りましたけれども、何としてもこのところは頑張っ、いや公道を走る車両ではなくてこう  
いった作業車なんだということで、それを全面に押し出して納得させるように頑張っていきた  
いと思いますので、御理解をいただきたいと思います。（「以上です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 1点、お伺いいたします。

今の質問に重複するかと思うんですが、保険のくんだりなんですけれども、さっき仁田議員も  
おっしゃっていましたが、民間の業者とかに発注すれば、民間業者が保険に入っている  
のでそのあたりもクリアになると思うんです。ですから、そういった意味も含めて、職員の負  
担とかも考えて、改めて民間業者とかに委託するお考えはないのか。リスク管理の観点からお  
伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） 私のほうから回答を申し上げたいと思いますが、今後の課題というこ  
とになると思うんですが、町職員が作業できる範囲をどこまでにして、あるいは住民が通ると  
か、あるいは何かほかにも危険があるような場所については、公道に近い部分とかそういった  
部分については民間委託ということが本来あるべきだろうということで考えていきたいと思  
いますので、今後の課題として捉えさせていただきたいと思います。町職員がやれる部分、真ん  
中辺とかそういった部分については町職員でも大丈夫なんじゃないかなとは思いますが、それ  
も、それ以外、公道に近いところ、あるいは住民が通るようなところ、そういったちょっと区  
分けができるのであれば、そういった形で。あるいは、全面的に業者のほうに委託したほうが  
よりいいんだということになれば、その辺も併せて検討した上で、今後の課題とさせていただ  
きたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 鈴木 篤議員。

○2番（鈴木 篤君） 今の御答弁ですと、今回の事故が起きた場所だと周りに民家とかもない  
ですし、人通りもそんなにそんなに、たくさん多いところではないので、車が来たときとかは  
止めれば大丈夫だから、職員でもやれるだろうという判断だったということですね。そう  
ではなくて、ほかの、例えばお店が近くにあるとかそういったリスクが若干高そうところは、  
民間業者への委託も検討されるという認識で問題ないのか、重ねてお伺いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） はい、そのとおりでございます。（「分かりました、以上です」の声  
あり）

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないので、これにて討論を終了いたします。

これより、採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第49号 令和7年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第2号）

○議長（安倍敏彦君） 日程第6、議案第49号令和7年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 議案第49号令和7年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第2号）について説明いたします。

議案書4ページをお開きください。

第1条として、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,326万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ81億36万8,000円に定めようとするものであります。

今回、補正する主なものとしましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業である上水道基本料金減免に対する水道事業会計への補助などであります。

歳入について説明いたします。

9ページをお開きください。

14款2項1目総務費国庫補助金828万6,000円は、国の予備費を財源として措置された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を追加するもので、上水道基本料金の減免に対する水道事業会計への補助の財源となるものであります。

18款2項1目財政調整基金繰入金497万6,000円は、今回の補正で必要とする財源を調整するため繰り入れるものであります。

10ページをお開きください。

歳出について説明いたします。

2款1項1目一般管理費6万2,000円は、議案第48号の和解及び損害賠償の額を定めることについてで議決いただきました、長須賀多目的広場において発生した物損事故に係る賠償金であります。

12目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費1,320万円は、公共施設等を除く全ての町民及び事業者に対し、上水道基本料金を1か月分減免するため水道事業会計へ補助するものであります。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 2点について伺います。

議案書9ページの歳入の18款2項1目1節財政調整基金の繰入金約497万円について伺います。

本補正では、物価高騰対応による水道基本料金減免事業に係る町の負担分について財調からの繰入れということでございます。町の負担分、その繰入れということでございます。もちろん、住民の生活支援という観点から、今回の施策そのものには賛同するものですが、一方で、財政調整基金は、今後の突発的な支出や景気変動への備えとして重要な財源でもあります。

そこで伺いますが、今回の繰入れにより財政調整基金残高がどの程度となる見通しなのか。また、将来的な基金活用に支障がないと判断した理由と、物価高騰が続いておりますので、その現状を踏まえ、今後の基金活用の方針について、町としての、どのように整理されて進められるものなのか、考えについて説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） まず、今回の繰入金については、仁田議員がおっしゃるとおり、物価高騰対応の部分の一般財源として490万円ほどを繰り入れております。あと、また今後になります、6年度の決算が出ますと、もう少し後は積立て等が増える見込みとなっております。それらも踏まえまして、財政調整基金につきましては、そのときの必要な施策に対して財源が不足する場合は、充当していきたいと考えてございます。

○議長（安倍敏彦君） 残高、現在の。企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 申し訳ありません。今、ちょっと今回の補正後の残高というのは手元にはございませんが、6年度末で残高が14億円ほどとなっております。（「将来の基金の活用方法」の声あり）（「今、説明ありました。不足分補填するという話です」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） では、2点目について伺います。

10ページの、2款6項12目18節についてでございます。水道事業会計補助金に追加するもの  
でございます。

今回、物価高騰対応の交付金、推奨事業メニュー分を活用し、町民の負担軽減を目的に水道  
基本料金の1か月分減免を行う事業が上程されております。本交付金の対象は幅広く、生活支  
援であったり、エネルギー、食料品等の物価高騰対応などが想定されている中で、水道料金減  
免という手法を最優先として選んだ判断の根拠や、ほかの支援策との比較検討の有無について  
説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 水道料金の基本減免の施策を実施した理由としましては、こ  
ちらは、生活者支援と事業者支援、幅広く支援できる事業ということで、この事業を選んだと  
いうことにございます。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 端的で分かりやすいなと思いました。今回の事業費1,320万円のうち交  
付金充当額約828万円。町の一般財源からの負担が約491万円ということでございます。これに  
ついては、交付金が限度額いっぱいだったのか、またほかの用途に振り分ける選択肢があつた  
のかを確認した上で、町の実質的な持ち出しとなる一般財源の使い方として妥当と判断した理  
由について説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 交付金額の828万6,000円は、国のほうから示された限度額と  
なっておりますので、こちらを全額水道料金の減免のほうに充当したという形になっておりま  
す。（「持ち出しとしては妥当だったというところの説明を求めます」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 事業費が1,320万円なので、一般財源が491万4,000円となっ  
たというところでございますが……。

○議長（安倍敏彦君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私のほうから。希望としてどうなのかということですよ。ね。  
例えば、2か月後、3か月という手もあつたでしょうし、別のものにも振り替えるということ  
もできたんじゃないかということもございますけれども、今回の場合には物価高騰という背景

がございますので、できるだけ生活者支援ということで、均等に各世帯に行き渡るようなということで、この事業を選択させていただいたというものでございます。御理解をいただければと思います。

○議長（安倍敏彦君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 1問のみ。

今回の令和7年度における重点支援地方交付金の取扱いについて伺いたいと思います。

令和7年度のこの事業というのは、今回のみとして理解していいのかどうか、その点伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 国の予備費の分については、今回のみの事業となっております。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 内閣府の地方創生推進室のほうの事務連絡、令和7年度4月1日の資料を見ますと、今後この重点地方交付金の取扱い等についてのスケジュールが定められております。そこで、ここにはこの第1回提出受付、第2回提出受付、第3回提出受付というものが明記されております。そこで、再度伺います。今回の町が行った、今回の交付申請については、今後と、今後の2回、3回の提出については対象外ということで理解してよろしいんですね。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） その8月、12月、3月の部分につきましては、町から国のほうに実施計画を提出するタイミングになっております。1度、今回の上水道料の減免の事業を申請すれば、そのタイミングで交付決定が来るという流れになりますので、こちらの事業については、8月の交付決定に間に合うように事務のほうを進めているところでございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） （「2回目、3回目に対象になっているのか」の声あり）令和7年度は今回の1回目かという。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 一度実施計画のほうで提出すれば、あとは2回目、3回目では、金額がもう満額で申請しますので、対象にはならない。対象にならないというか、変更は可能ですが、上げる幅がないという形になります。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 今回の800万円というのが、令和6年度の事業の繰越し分の事業で今や

っているわけですね。その中で国が示しているのは、今後の2回目、3回目の申請もありますよと。その申請というのは1回目、または2回目、申請しない人は3回目だと、要するに1回ぼっきりなのか、その都度、今度新たな令和7年度の新事業の中で、新たな事業を展開する見込みがあるので、そういうことを踏まえて2回目、3回目については新たな事業として申請できるような、申込みできるような体制ということで理解していいのかどうか、その点伺います。

○議長（安倍敏彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（青木ゆかり君） 国のほうで新たにそのような事業が出た場合は、2回目、3回目でも申請することは可能となっております。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。遠藤喜二議員。

○10番（遠藤喜二君） 入れたら出る、入れたら出るですね。水道料金の基本料金なんですけれども、下水道関係、町独自で、やっぱり町民のことを思って基本料金を下げる、じゃあ下水道料金も町独自で多少なりとも下げる、そういう……

○議長（安倍敏彦君） 遠藤喜二議員、それ次の質問でやってください。上下水道。（「はい」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論はありませんか。（「はい」の声あり）賛成討論、反対、どっち。（「今、何て……」の声あり）賛成討論。

○12番（歌川 渡君） 私は、発言に準じてやっているんです。

議案第49号令和7年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第2号）について、一定の評価として賛成の立場で討論いたします。

今回の補正予算内容は、国の令和7年度第1回物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した水道事業会計における、町民が使用する水道基本料金の1か月免除を実施しようとするもので、町民にとっては家計の負担軽減となることから評価するものであります。

評価できなかった点として、物価高騰に町民の経済的負担が増すばかりで、（「歌川議員、賛成討論に徹してもらっていいですか」の声あり）賛成討論だよ。（「いや、最後のほう違いますよ」の声あり）評価しているんだから……、（「賛成討論なので、それに徹してもらいたいです」の声あり）賛成するんだよ。賛成したでしょう、さっき。（「賛成討論はもう終わっ

たので」の声あり) 評価できなかつた点としては、物価高騰に国民の経済的負担が増すばかりで、複数年の免除実施が必要であると同時に、町として実施可能であったということでありませぬ。一つは、必要とする理由に、6月の……(「歌川議員、中止してもらっていいですか。もう賛成討論は分かりましたので、以上で終わってください」の声あり) 何で。(「賛成討論は分かりましたから」の声あり) だから、賛成討論の中身を言っているんだよ。こういうことだから賛成するよと。(「しかしは、要らないです」の声あり) ところがにします。(「ところかも要らないです」の声あり) 何で。私は、条件付賛成討論をしているわけじゃないんです。こういう現状があつて、評価しますよと。しかし評価できないところもありますよ、そういうところを述べているんです。反対しているわけじゃないんです。(「どっちがどっちなんですか」の声あり) だから、評価しているんです。賛成の立場でしているんです、1か月やってくれるんだから。(「ではまず賛成討論だけで、もう終わりにしてください」の声あり) だから、賛成討論は最後まで……(「評価できないものでは、そうすると反対ですか」の声あり) 違います。評価できない点が、こういうことがあるんじゃないのと。(「賛成と反対、どっちも」の声あり) こういうことができたんじゃないのかということですよ。(「それ反対ですよ」の声あり) これは、今後の町に対する希望ですよ。(「希望も分かりましたから、それはそれで終わりにしてください」の声あり) 希望言っていないじゃないの、私まだ。(「歌川議員の言うのは、反対討論のことを言っていると思います」の声あり) 違いますよ。(「皆さんそう思っています」の声あり) 討論の中身の流れを知らないだけであつて。(「決議採りますか」の声あり) 言葉的には、反対ですか、賛成ですかという討論はないんです、分かりませんか。(「賛成だけの討論をしてくださいという話」の声あり) 賛成だよ。(「じゃあ、終わりにしてください」の声あり) ということで、分からないのかな。1つに、必要とする理由、6月の一般質問でも述べました……(「議長、止めるべきですよ」の声あり) はい、分かりました。

○議長(安倍敏彦君) そのほか討論ありませんか。(「なし」の声あり) 討論ないようですよ、これにて討論を終了いたします。

これより、採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(安倍敏彦君) 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よつて、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（安倍敏彦君） 日程第7、議案第50号令和7年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） 議案第50号令和7年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

議案書11ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的収入について、第1款第1項営業収益の既決予定額から1,320万円を減額し4億12万7,000円に、第2項営業外収益の既決予定額へ1,320万円を追加し、9,213万3,000円に定めるものでございます。

第3条は、他会計からの補助金が追加されることに伴う内容の整理でございます。

次に、補正予算の内容について説明いたします。

13ページをお開きください。

収益的収入の1款1項1目給水収益1,320万円の減額は、物価高騰対応による上水道基本料金の減免によるものでございます。

1款2項4目他会計補助金1,320万円の追加は、上水道基本料金の減免に対する一般会計からの補助金でございます。

なお、今回の補正予算は、上水道料金10月請求の1か月分の予算の整理であります。

以上、議案第50号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 1点について伺います。

補正におけるこの説明資料によりますと、令和7年9月検針分、10月請求分、こちらの1か月分の水道基本料金相当額を減免するとあります。この措置が、全ての使用者に対して自動的に適用されるものということは理解しておりますが、具体的な制度設計と公平性の確保について説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） こちらの申請につきましては、要綱等で別途定めまして、住民か利用者からの申請は不要という制度設計を行います。こちらの要綱を制定した後に、町のホームページ、町公式LINE、案内チラシ、検針のときの案内にも含めて、減免をしますということをお伝えしていきたいと思っております。併せて、そこには申請は不要な手続ですということの説明させていただきます。

以上です。（「公平性については」の声あり）

こちらの公平性の部分につきましては、個人と事業者にのみ基本料金の減免を1か月行うもので、官公庁関係は当然除く制度設計になっております。それと、あくまでも個人が6,564件、事業所が416件、約7,000件近い住民の人たちに還元できるということは、公平性が十分あると認識しております。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 今回の支援については、使用量に関わらず一律で基本料金を減免するという内容と理解しております。利用世帯によっては、使用量の比率が高く支援実感に乏しいという声が出る可能性もあると考えます。町として、この支援方法の実効性であったり効果の設定、また代替案、例えば定額給付であったり水量に応じた支援というものは比較されたのか、その検討状況について説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） 今回の、こちらの補正予算につきましては、町から、一般会計からの補助金を活用した事業というところがまず一番になります。それと、ほかの人たちとか機関とかということになりますと……、すみません、効果ですね。効果のところについては、一律免除で、簡素で迅速な支援が平等にできるということから、水道料金の基本料金の減免ということにたどり着いたところでは。

それと、そもそも臨時交付金の活用自体が町民生活に密着した部分というところがございましたので、まさに水道、全世帯が使用しているということから、活用したものになります。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） 仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 物価高騰が長期化する中で、特にエネルギーや生活インフラの費用負担が住民生活に与える影響は大きく、今回の減免措置は、その影響を和らげる有効な手段として評価できますが、一方で、今回のような一時的な減免措置が今後も継続的に期待される可能性があります。そうした中で、水道事業は独立採算が原則でございます。このような減免の繰り返しは、水道会計の健全性に影響を及ぼす可能性があるため、町として今後の減免方針であったり政策の見通しとのバランスについてどのように捉えられているのか、説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） こちら、基本的に6年度の決算のときにも説明はできると

思うんですが、営業収益と営業費用、そちらのほうで、実は赤字になっているのが現状です。一方こちらのほう、交付金とかでもらっているお金というものが、実は営業外収益として処理されているため、水道事業の中身としましては、事業収益で若干の黒字になることを見込んでおります。営業収益と費用の関係では、まだまだ回収しきれていないというのが、水道、現状でございます。ですので、交付金の範囲内で、基本やっていただくことで、我々水道事業のほうとしては、今後も安定した経営ができると認識しております。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 先日も質問、（「何問でしょう」の声あり）1問についてです。

先日も質問しました、令和6年度の決算見込み、現金預金で約15億9,000万円ほど。そして、令和6年度の事業規模の現金預金の半分の事業費です。そこで、この16億円近くのうちの過年度留保資金、この中からの取崩しで、この水道事業の基本料金の減免の事業というのはできないものなのか、その点、改めて伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） 先日の一般質問のときにも町長が回答しているとおりなんですけれども、なかなか、将来の計画、水需要の減少とか料金回収率が100%を割っていること、それと今後の事業量と事業費を見定めたいということから、現状では考えていないということで、一般質問で回答させていただいております。我々のほうとしましては、やはり長期で安定した経営を目指すためには、営業収益、営業費用、ここでプラスに本来はならないと駄目なのがまだまだ赤字になっている、損失になっているということを考えると、現状留保資金等を使って軽減をすることよりも、施設の整備、管路の更新とかそちらを引き続きやっていくことのほうが、町民にとって安定した水需要、応えられるのかなと認識しております。現状では、今のところまだ考えていない、取り崩して料金の軽減を行うということは今のところは考えていないというのが回答になります。

以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 要するに今、回答の中で、今後の設備投資、敷設するものについては、それについては、繰り返しになりますけれども、今これまでもらった人の16億円のお金で今後やるのではなくて、起債が100%認められているので、その時々を使用する人から、水道使用量の中で、当然上乘せして負担してもらおうというのが基本的な考え方にならなきゃいけないと

いう立場に立ってもらわなきゃいけないんですけども、その中での、今の過年度、要するに減債基金とかそういうものを除いた過年度分について。

そこで、改めてこの資料等々見させていただくと、令和6年度、先ほど収益的収支等々も説明もある中で、純利益見込額が約3,000万円近くになるのではないのかなと予想されるんです。そうすると、（「歌川議員、物価高騰の1,300万円でお話ししてもらえませんか」の声あり）違う違う、私は1,300万円……、この他会計補助金じゃなくて、独自の事業での支出をして、プラス3,000万円を追加してほしいとかそういう財源があるんじゃないのということで、説明を求めているわけです。そこで先ほど、繰り返します。令和6年度の純見込額が約3,000万円近く想定されるわけです。そのお金だけでも使えば、今までの過年度分とかそういうものを使わなくてもできるんじゃないですかということ。（「歌川議員、補正予算に徹してください」の声あり）補正予算ですよ。（「3,000万円どこに」の声あり）私は、追加してもらえないのかということですよ。

○議長（安倍敏彦君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（後藤謙一君） 追加での減免等、考えられないのかという質問として回答させていただきます。

現状のところは、繰り返しになります、水道事業の安定した経営を目指すためには、損益勘定の留保資金のことだったり、常に営業収益と営業費用のところ、ここが、回収率がまだ100%っていないというところを考えれば、あるお金を今使うということよりも、やはり今後の安定した経営を目指すために、施設の老朽化に対応する部分、そういった費用として残しておくということが、現状の水道事業会計の考え方でございます。

以上です。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「議長」の声あり）

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 反対討論するつもりはなかったんですけども、流れ的に急遽反対せざるを得ない状況になりました。

議案第50号令和7年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第1号）について反対の立場で討論いたします。12番日本共産党の歌川です。申し訳ありません。

水道事業における、令和6年度決算見込みの現金預金約15億9,000万円のうち、過年度留保

資金からの取崩し及び令和6年度純利益見込み約3,000万円の運用を行えば、十分、今後さらなる水道事業における住民への水道料基本料金の複数月の軽減ができたのではないかと。そのことができるものであるにも関わらず、今回の補正の中で、そういう対応が十分になされていないことから、反対するものであります。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論はありますか。仁田議員。

○13番（仁田秀和君） 13番仁田秀和でございます。

私は、議案第50号令和7年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第1号）に賛成の立場から討論いたします。

本補正は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用により、水道料金のうち基本料金1か月分を免除する措置に伴う収入減の補填を行うものでございます。この減免措置により、町民の皆様にとっては10月請求分、9月検針分において、直接的な負担軽減が図られることとなります。特に、水道料金は全ての町民が関わる公共サービスであり、一律減免の実施は簡素で分かりやすく、公平性にも優れた施策であると考えます。

また、独立採算が原則の水道事業におきまして、今回のように、一般会計からの繰入金で事業会計の健全性を維持しながら、住民支援と整合を図ったことは、財政運営としても非常にバランスの取れた対応といえると考えます。加えて、今回の補正額は1,320万円であり、国の交付金を最大限活用しつつ、限られた財源の中で効果的な施策展開がなされたことも評価できます。

今後は、このような一時的な措置だけでなく、将来的な水道事業の経営安定や持続性確保にもつながるよう、引き続き計画的な運営を期待しております。

以上の理由から、本議案に賛成いたします。

○議長（安倍敏彦君） これより、本案を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本定例会7月会議に付議された案件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会は、明日7月10日から12月26日までの170日間を休会といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本定例

会は、明日7月10日から12月26日までの170日間を休会とすることに決しました。

本日はこれにて散会をいたします。

御苦労さまでした。

午前11時49分 散会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和7年7月9日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員